

令和7年度沖縄県マリンタウン MICE エリア形成推進業務 委託仕様書

1. 業務名称

令和7年度沖縄県マリンタウン MICE エリア形成推進業務

2. 業務期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

3. 業務目的

沖縄県は、「マリンタウン MICE エリアの形成を核とした戦略的な MICE の振興」を重要施策に掲げ、国際的な MICE 開催地としてのブランド構築及び関連産業の成長発展を目指した取組を推進している。

さらに観光分野の基本計画となる第6次沖縄県観光振興基本計画を2022年度に策定し、MICE 振興によるビジネスツーリズムを沖縄観光の新機軸の1つに位置付け、MICE 振興の取組の強化を図ってきたところである。

本業務では、東海岸地域に位置するマリンタウン MICE エリアにおいて、地域の特性を生かした魅力あるまちづくりを推進するための方針を策定し、大型 MICE 施設を中心とした、宿泊施設や商業施設等が立地する賑わいのあるまちづくりの方向性を明確にすることを目的とする。

また、地域住民や商工会及び自治体等と連携し、マリンタウン MICE エリアの活性化に向けた機運醸成を図るための取組を行う。

4. 業務内容

業務にあたっては、「令和6年度沖縄県マリンタウン MICE エリア形成に向けた調査検討業務」業務実施報告書を参考にして実施することとする。

(1) マリンタウン MICE エリアにおけるまちづくり方針策定業務

ア マリンタウン MICE エリア全体の一貫したコンセプトに基づくまちづくり方針を策定する。

本方針は、大型 MICE 施設を中心とし、「東海岸地域サンライズ推進協議会（以下、「サンライズ協議会」という。）」が推進する施策（スポーツ、ウェルネスツーリズム等）と調和した持続可能なまちづくりを目指すものとする。

策定にあたっては、沖縄県及び東海岸地域サンライズ推進協議会で構成される「大型 MICE エリア振興に関する協議会（以下、「エリア協議会」という。）」及び同作業部会で議論した意見を反映するものとする。

イ エリア協議会及び同作業部会で協議する内容の検討や資料作成等を行う。

なお、エリア協議会は年2回、作業部会は年3回程度の実施を予定している。

(2) マリントウン MICE エリア内の公有地活用に係る事例調査・導入可能性検討業務

ア エリア内の公有地の活用やまちづくりの主体となりうる事業者に対し、マリントウン MICE エリアに適したマーケットを明確化し、民間事業者の参入を促進するためのサウンディング調査を実施する。

イ 民間収益施設を呼び込むための公有地活用の事例調査

宿泊施設や商業施設等の民間収益施設をマリントウン MICE エリアに呼びこむため、公有地への誘致実績のある国内外の先進自治体等の事例調査を実施し、当該エリアに適した実現可能性のある官民連携の公有地活用手法について検討する。

(3) 東海岸地域における観光客統計データ整理及び説明資料作成業務

東海岸地域の観光客に関する詳細な統計データを整理・分析し、民間事業者へのサウンディング調査等で使用する説明資料を作成する。

ア データ収集

沖縄県の観光統計資料、調査報告書等から、東海岸地域に関連する最新の観光客データを収集し、必要に応じて、関連する自治体や観光協会等から追加データを取得する。

イ データ整理・分析及び資料作成

収集したデータを基に、東海岸地域の観光動向について整理・分析を行い、データの傾向や特徴を明確にした説明資料を作成する。

(4) 機運醸成を図るためのPR用コンテンツ作成及び広報業務

地域住民や民間事業者等に対する MICE 振興に係る機運醸成を図る取組を行う。

なお、PR用コンテンツは、上記(1)のマリントウン MICE エリアにおけるまちづくり方針策定業務の検討内容を踏まえ作成するものとする。

ア マリントウン MICE エリアのPR用コンテンツ作成

①イメージパス（3パターン）

※作図範囲は別添「イメージパス図の作図範囲」のとおりとする。

イ 機運醸成を図るための取組（自主提案）

5. 打合せ等

本業務を円滑に遂行するため、対面又はオンライン会議にて、打ち合わせを月2回程度実施する。対面の場合は、原則沖縄県庁で実施し、オンライン会議システムの場合は、受託者においてミーティングを設定すること。

打合せに用いる資料等については、委託者が指示する期日までに提出すること。

受託先において、打合せ内容のメモを作成し、県の確認を得ること。

6. 成果物

(1) 沖縄県マリンタウンMICEエリア形成推進業務報告書

印刷物及び電子ファイルで納入することとし、概要編、本編の2部構成からなる沖縄県マリンタウン MICE エリア形成推進業務報告書（以下「報告書」という。）を作成すること。

報告書の体裁等は、以下のアからオまでのとおりとすること。

ア 版型は、A4版左綴じ、両面印刷を基本とする。

イ 印刷は、ワープロ等で鮮明なものとし、カラー印刷も可能とする。

ウ 概要編は10頁程度で構成し、取組の概要を簡潔にまとめること。また、取組の様子等がわかるよう、文章だけでなく、写真や図等も含めること。

エ 本編の体裁及び分量は自由とするが、写真や図等で分量を多く割くことは控えること。

オ 電子ファイルについては、以下の①及び②の両方の形式で保存するものとする。なお、提出に当たっては、全ての電子データを1枚の媒体（USB等）に集約すること。

① Microsoft Word、Excel、Power Point（それぞれ最新のバージョンで作成したもの）

② PDF形式（Adobe Readerにて閲覧可能な形式）

(2) PR用コンテンツ

① イメージパース（3パターン（A1判パネル）、JPEGデータ）

7. 成果物の提出期限及び提出場所

(1) 期限 令和8年2月27日（金）

(2) 場所 沖縄県文化観光スポーツ部 MICE 推進課

(3) 部数 ① 委託業務完了報告書（1部）

② 事業実施報告書：製本（3部）及び電子データ（一式）

③ 精算報告書（1部）

8. 沖縄県 Web サイトへの掲載

県は、本報告書の一部または全部をホームページに掲載できるものとする。

受託者は、この点を念頭において報告書を作成するとともに、報告書内に転載資料がある場合には、必要に応じて転載資料の著作権者から承諾を得る等の作業を行うこと。

なお、転載資料の著作権者の承諾を得ることが出来ない場合には、Web サイトへの掲載用に、当該資料を除いたバージョンの電子ファイルを作成するものとする。

9. 著作権等

本委託業務を通じて作成する一切の成果物について、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て委託者である県に帰属するものとし、転載資料がある場合には、必要に応じて転載資料の著作権者から承諾を得る等の作業を行うこと。

10. 業務の再委託について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

ア 契約金額の 50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限について

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委託し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

契約の履行にあたり、受託者が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は、受託者の適切な管理のもとで再委託の業務を進めることができ、かつ、高度又は専門的な知識・技能を必要とし、受託者が直接実施することが困難な場合又は再委託することにより事業の効率化やコスト縮減が図れる等合理的理由がある場合に限るものとする。

(4) 再委託の承認について

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める簡易な業務等を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

ア 通訳、翻訳の業務

イ その他、簡易な業務

（ア）旅程等の企画検討を伴わない単純な旅行手配業務

（イ）資料の収集・整理

（ウ）複写・印刷・製本

（エ）原稿・データの入力及び集計

（オ）その他上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

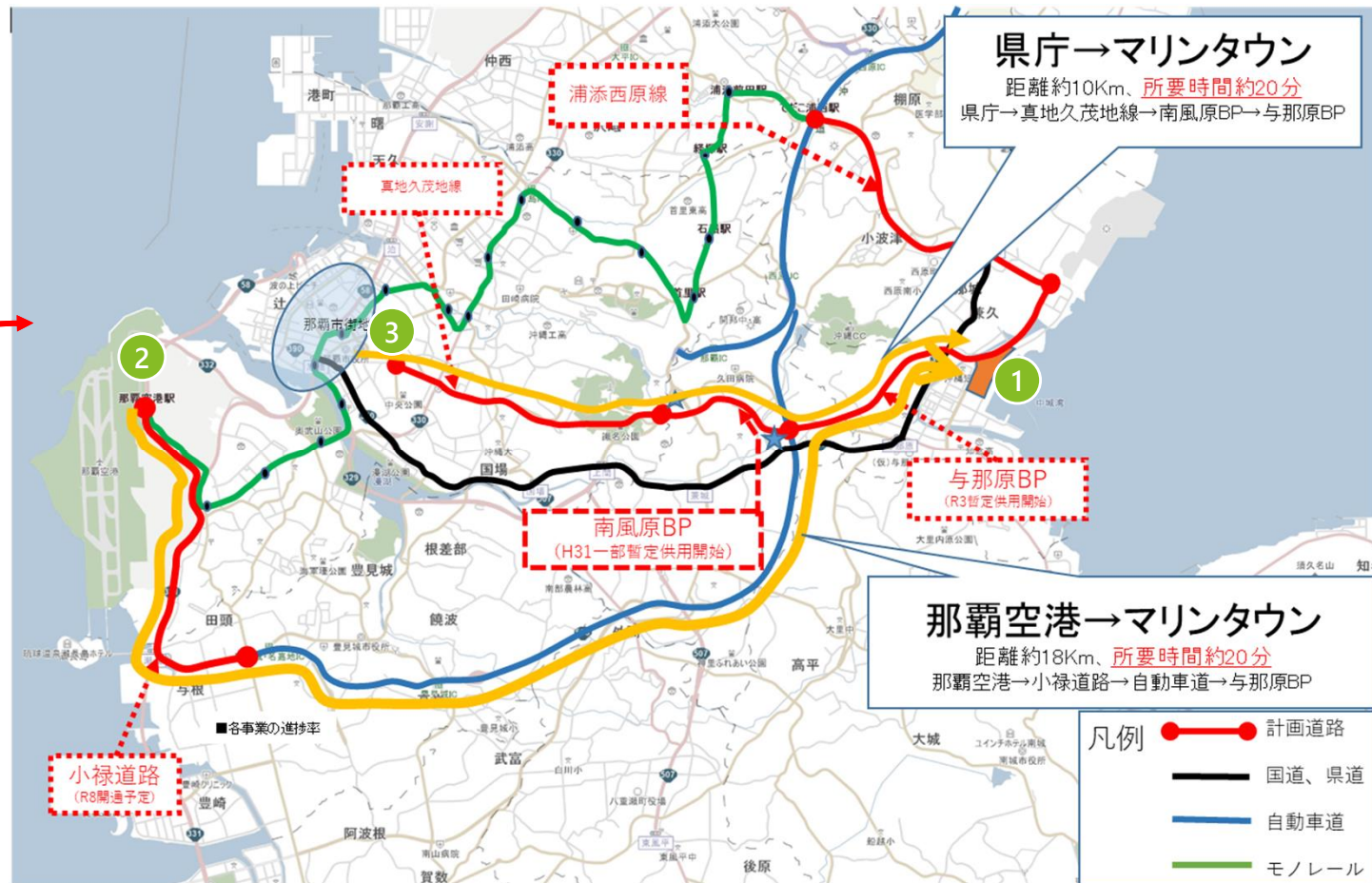
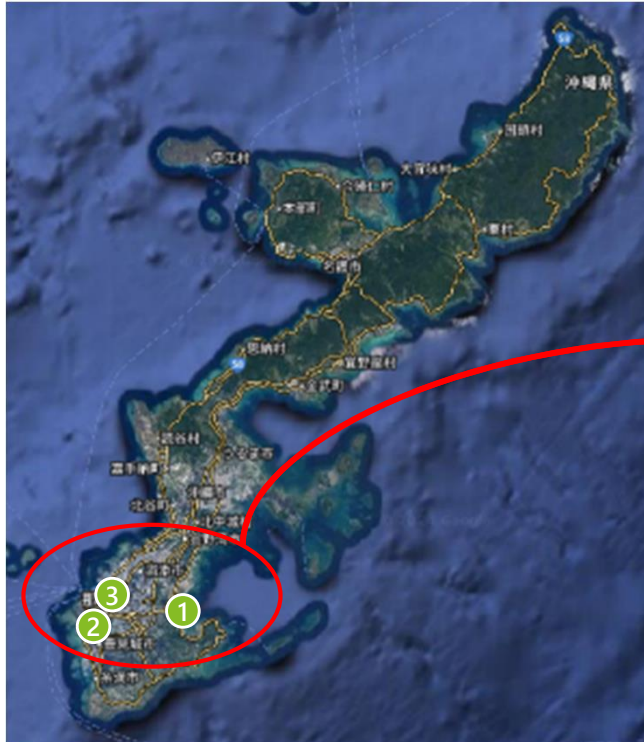
11. 留意事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報及び成果について、その一切を他に漏らしてはならない。
- (2) 本契約履行にあたり、業務に関する県所有の資料については、その必要に応じて受託者に貸与又は提供する。受託者は、貸与又は提供された資料等を第三者に提供してはならない。また、本業務の目的以外に使用してはならない。
- (3) 本仕様書に明記されてない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。
- (4) 本事業の実施に当たっては、適宜、県との協議を踏まえ実施する。
- (5) 本仕様書に定める事項について生じた疑義又は本仕様書に定めのない事項の取扱いについては、県と受託者双方で協議して取り決めるものとし、必要な事項は別に定める。

【別添】イメージパース図の作図範囲

1. マリントウンMICEエリアの立地

- マリントウンは沖縄県の東海岸に位置しており、与那原町、西原町にまたがる敷地です。
- 現在的那覇空港からの所要時間は約30分間ですが、現在バイパス整備が進んでおり、バイパス整備後的那覇空港からの所要時間は約20分となります。



	概要
1	マリントウンMICEエリア
2	那覇空港
3	沖縄県庁

2. マリントウンMICEエリアの立地（周辺公有地）

大型MICE施設用地
約145,000m²



3. マリントウンMICEエリアの範囲

